

## 報告 1. 会則の変更について

以下のとおり会則を変更させていただきました。

### 1. 変更理由

居住支援協議会の総会を文書等の照会をもって代えることができるようにするため

### 2. 変更箇所

	変更前	変更後
総会	<p>第 6 条 総会は、本会の最高議決機関であり、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>2 総会の招集は会長が行い、議長は会長がこれにあたる。ただし、会員の 3 分の 1 以上の書面による請求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。</p> <p>3 会長は毎年一回、定期総会及び臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>4 総会は、次の事項を評議決定する。</p> <p>一 本会の事業計画及び予算に関すること。</p> <p>二 本会の事業報告及び決算に関すること。</p> <p>三 本会の会長及び監事を選任すること。</p> <p>四 会則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。</p> <p>5 臨時総会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。</p>	<p>第 6 条 総会は、本会の最高議決機関であり、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>2 総会の招集は会長が行い、議長は会長がこれにあたる。ただし、会員の 3 分の 1 以上の書面による請求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。</p> <p>3 会長は毎年一回、定期総会及び臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>4 総会は、次の事項を評議決定する。</p> <p>一 本会の事業計画及び予算に関すること。</p> <p>二 本会の事業報告及び決算に関すること。</p> <p>三 本会の会長及び監事を選任すること。</p> <p>四 会則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。</p> <p>5 <b>総会及び臨時総会の開催は、書面、ファクシミリ又は電磁的方法による照会をもってこれに代えることができる。</b></p>
定足数等	<p>第 7 条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。</p> <p>2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合においては、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、出席した会員と見なす。</p> <p>3 前条第 5 項の規定により臨時総会を開催する場合にあっては、第 1 項の適用については、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 7 条 総会は、会員の過半数の出席によって成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。</p> <p>2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合においては、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の適用については、出席した会員と見なす。</p> <p>3 前条第 5 項の規定により<b>総会及び臨時総会</b>を開催する場合にあっては、第 1 項の適用については、「出席」を「回答」と読み替えるものとする。</p>